

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則

昭和五十七年三月二十六日
規則第十二号

改正 昭和六〇年一二月二三日規則第七一号 昭和六三年一〇月一八日規則第七六号
平成 元年 三月三十一日規則第三八号 平成 四年 七月 三日規則第八五号
平成一一年 三月三〇日規則第二五号 平成一二年 二月二九日規則第六号
平成一六年 九月一四日規則第一五二号 平成一六年一〇月二九日規則第一六七号
平成二〇年 三月一四日規則第一二二号 平成二二年 三月三十一日規則第二八号
平成二八年 三月三十一日規則第四七号 令和 二年 三月三十一日規則第四一号
令和 三年 九月三〇日規則第八〇号 令和 五年 七月二一日規則第五〇号

千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例施行規則

題名改正〔昭和六三年規則七六号・令和五年五〇号〕

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県立障害者テクノスクール設置管理条例（昭和五十七年千葉県条例第三号。以下「条例」という。）第六条及び第八条の規定により、千葉県立障害者テクノスクール（以下「障害者テクノスクール」という。）の管理その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和六三年規則七六号・令和五年五〇号〕

（定員及び訓練期間）

第二条 条例第四条に規定する障害者テクノスクールの定員及び訓練期間は、別表のとおりとする。

全部改正〔平成一六年規則一六七号〕、一部改正〔令和五年規則五〇号〕

（訓練の開始時期）

第三条 障害者テクノスクールの職業訓練は、知事が定める日から開始する。

追加〔平成一六年規則一六七号〕、一部改正〔令和五年規則五〇号〕

（休校日）

第四条 障害者テクノスクールの休校日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、障害者テクノスクールの長（以下「校長」という。）が当該訓練のため必要と認めたときは、休校日においても訓練を行うことができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項に規定するもののほか、校長は、所定の訓練時間を終了したとき、その他特別の事由あるときは、臨時に訓練を行わないことができる。

一部改正〔昭和六三年規則七六号・平成元年三八号・四年八五号・一六年一六七号・令和五年五〇号〕

（入校手続）

第五条 障害者テクノスクールに入校しようとする者は、知事が定める日までに次の各号に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

一 入校願書（別記第一号様式）

二 写真一枚（縦四センチメートル、横三センチメートルの正面向き半身脱帽で撮影したもの）

三 その他校長の定める書類

2 校長は、前項の規定による入校願書を受理したときは、選考を実施の上、入校の承認の可否を決定するものとする。

一部改正〔昭和六三年規則七六号・平成一二年六号・一六年一五二号・一六七号・令和五年五〇号〕

（誓約書等の提出）

第六条 前条第二項の規定により障害者テクノスクールへの入校の承認を受けた者は、校長が指定す

る期日までに誓約書（別記第二号様式）及び身体検査書を校長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則七六号・平成一六年一五二号・一六七号・令和二年四一号・五年五〇号〕

（退校）

第七条 病気その他やむを得ない事情により途中で退校しようとする者は、退校願（別記第三号様式）を校長に提出して承認を受けなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一五二号・一六七号〕

（ほう賞及び懲戒）

第八条 校長は、成績が優秀で他の訓練生の模範となる者をほう賞することができる。

2 懲戒は、退校、訓練停止及び訓告の処分とする。

3 前項に定めるもののほか懲戒に関する事項は、校長が別に定める。

一部改正〔平成一六年規則一六七号〕

（修了）

第九条 校長は、所定の課程を修了した訓練生に対して修了証書（別記第四号様式）を授与するものとする。

一部改正〔平成一六年規則一五二号・一六七号〕

（委任）

第十条 この規則に定めるもののほか、障害者テクノスクールの運営について必要な事項は、校長が別に定めるものとする。

一部改正〔昭和六三年規則七六号・平成一六年一六七号・令和五年五〇号〕

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十年十二月二十三日規則第七十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十三年十月十八日規則第七十六号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の千葉県立身体障害者職業訓練校設置管理条例施行規則の規定によりなされている申請その他の手続は、改正後の千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

附 則（平成元年三月三十一日規則第三十八号）

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月三日規則第八十五号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年二月二十九日規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年九月十四日規則第百五十二号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十六年十月二十九日規則第百六十七号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月十四日規則第十二号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日規則第二十八号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月三十一日規則第四十七号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第四十一号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年九月三十日規則第八十号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和五年七月二十一日規則第五十号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第二条）

訓練科	訓練期間	訓練生定員
情報技術科	一年	二十人
情報事務科	一年	三十人
基礎実務科	一年	二十人
	六箇月	五人

備考 この表に定めるほか、訓練の実施に必要な事項については、毎年度知事が千葉県職業能力開発実施計画で定める。

追加〔平成一六年規則一六七号〕、一部改正〔平成二〇年規則一二号・二二年二八号・二八年四七号〕

別 記

第一号様式

（第五条第一項第一号）

全部改正〔平成16年規則152号〕、一部改正〔平成16年規則167号・令和2年41号・5年50号〕

第二号様式

（第六条）

全部改正〔令和2年規則41号〕、一部改正〔令和3年規則80号・5年50号〕

第三号様式

（第七条）

全部改正〔昭和63年規則76号〕、一部改正〔平成12年規則6号・16年152号・167号・令和2年41号・3年80号・5年50号〕

第四号様式

（第九条）

全部改正〔昭和六〇年規則七一号〕、一部改正〔昭和六三年規則七六号・平成一六年一五二号・一六七号・令和五年五〇号〕